

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値）</p> <p>第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第一百条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。</p> <p>（捕鯨用標識銃製造業等の届出の手續）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（人命救助等に從事する者の届出の手續）</p> <p>第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に從事する者届出書二通を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の規定</p>	<p>（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>（人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値）</p> <p>第一条の三 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第十六条の三において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。</p> <p>（捕鯨用標識銃製造業等の届出の手續）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（人命救助等に從事する者の届出の手續）</p> <p>第二条の二 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の二の人命救助等に從事する者届出書二通を住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二</p>

による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出を受けた場合においては、別記様式第三号の人命救助等に従事する者届出済証明書を交付するものとする。

3 次条第三項から第五項までの規定は、第一項に規定する届出をした者について準用する。この場合において、次条第三項中「使用者が」とあるのは「人命救助等に従事する者が」と、「使用者でなくなつた場合」とあるのは「自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合」と、「使用人届出書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第四項中「別記様式第四号の使用人届出書」とあるのは「別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、同条第五項中「当該届出に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、「当該使用人届出済証明書」とあるのは「当該人命救助等に従事する者届出済証明書」と読み替えるものとする。

(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手續)

第六条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県

号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。）を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出を受けた場合においては、別記様式第一号の三の人命救助等に従事する者届出済証明書を交付するものとする。

3 次条第三項から第五項までの規定は、第一項に規定する届出をした者について準用する。この場合において、次条第三項中「使用者が」とあるのは「人命救助等に従事する者が」と、「使用者でなくなつた場合」とあるのは「自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合」と、「使用人届出書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第四項中「別記様式第二号の使用人届出書」とあるのは「別記様式第一号の二の人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、同条第五項中「当該届出に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、「当該使用人届出済証明書」とあるのは「当該人命救助等に従事する者届出済証明書」と読み替えるものとする。

(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手續)

第三条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県

公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第四号の使用者届出書二通に、当該使用人の写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。以下同じ）二枚を添えて、当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項に規定する届出を受けた場合においては、別記様式第五号の使用者届出済証明書を交付するものとする。

3 (略)

4 前項の規定による届出は、当該届出に係る事項を朱書した別記様式第四号の使用者届出書二通及び当該使用人に係る使用者届出済証明書を提出して行うものとする。

5 (略)

(けん銃実包)

第七条 (略)

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 (略)

(申請書の様式等)

第九条 法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、

公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の使用者届出書二通に、当該使用人の写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。以下同じ）二枚を添えて、当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項に規定する届出を受けた場合においては、別記様式第三号の使用者届出済証明書を交付するものとする。

3 (略)

4 前項の規定による届出は、当該届出に係る事項を朱書した別記様式第二号の使用者届出書二通及び当該使用人に係る使用者届出済証明書を提出して行うものとする。

5 (略)

(けん銃実包)

第三条の二 (略)

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第三条の三 (略)

(申請書の様式等)

第四条 法第四条の二第一項（法第五条の四第三項、第六条第三項、

第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、別記様式第六号の銃砲所持許可申請書又は別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書（法第五条の四第三項において準用する場合にあつては別記様式第八号の技能検定申請書、法第七条の三第三項において準用する場合にあつては別記様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書、法第九条の五第四項において準用する場合にあつては別記様式第十号の教習資格認定申請書、法第九条の十第三項において準用する場合にあつては別記様式第十一号の練習資格認定申請書）二通を提出するものとする。

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医
 - 二 法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師
- 2) 同時に複数の申請書を提出する場合における前項の診断書について

第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、別記様式第四号の銃砲所持許可申請書又は別記様式第四号の二の刀剣類所持許可申請書（法第五条の四第三項において準用する場合にあつては別記様式第四号の三の技能検定申請書、法第七条の三第三項において準用する場合にあつては別記様式第四号の四の猟銃等所持許可更新申請書、法第九条の五第四項において準用する場合にあつては別記様式第四号の五の教習資格認定申請書、法第九条の十第三項において準用する場合にあつては別記様式第四号の六の練習資格認定申請書）二通を提出するものとする。

（新設）

ては、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

(申請書の添付書類)

第十一条 法第四条の二第三項(法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書(許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まっていない申請人に係るものを除く。)又は相続、発見その他当該銃砲又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書

三 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓

(申請書の添付書類)

第四条の二 法第四条の二第二項(法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第五号の譲渡等承諾書(許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まっていない申請人に係るものを除く。)又は相続、発見その他当該銃砲又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者については、別記様式第五号の二の同居親族書

約する書面及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

四 (略)

五 前号に掲げる者のうち、猟銃を所持しようとする者については、法第五条の二第二項第二号又は第三号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 第四号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者であることを明らかにした書類

七 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けてようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）

八 法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十号の試験又は研究の実施概要書

九 法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第四号に掲げる者のうち、猟銃について法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号の政令で定める者

三 (略)

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者であることを明らかにした書類

五 法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第一条の二第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第六号の試験又は研究の実施概要書

六 法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃について法第五条の二第二項第一号の政令で定める者から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一

から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一項の規定により交付を受けた推薦書

十 法第四条第一項第四号若しくは第五号の二に掲げる者については、前条第一項に掲げる医師の診断書

十一 十四 (略)

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類(同項第四号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。)のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

(推薦等)

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項第一号若しくは第二号に規定する者(以下この条において「推薦者」という。)は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを

項の規定により交付を受けた推薦書

七 十 (略)

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第二項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類(同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。)のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

(推薦等)

第五条 令第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項に規定する者は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第六号の二の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。